

第 15 期かながわ国際政策推進懇話会報告書

～外国につながりのある子どもたちが安心してくらしていくために～

令和 7 年 3 月

第 15 期かながわ国際政策推進懇話会

I 報告書について

<第 15 期における討議テーマ>

かながわ国際政策推進懇話会（以下、「懇話会」という。）は、県の国際施策の推進に関することや国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示す「かながわ国際施策推進指針」（以下、「指針」という。）に関することなどについて協議するため、1991 年に設置されたものであるが、今期で第 15 期を迎えた。

選任期間は 2023（令和 5）年 4 月 1 日より 2 年間であったが、2023（令和 5）年度は、県において、前回の指針から 6 年が経過し、本県を取り巻く国際環境や外国籍県民等に係る状況も変化していることから、指針を改定することとなっていたため、懇話会において協議を行った。懇話会での意見なども踏まえて、県では、施策の方向性として、「外国につながるのある子ども[※]たちへの支援」や「外国人材が働きやすい環境づくり」などを加え、令和 6 年 3 月に第 5 版として指針を改定している。

2024（令和 6）年度は、県の国際施策の取組を一層推進すべく、直近で取り組むべき事項等について協議を行うこととした。

神奈川県内でくらす外国籍県民の状況を見てみると、2024（令和 6）年 1 月現在、約 26 万人となっており、国・地域の数も 179 と過去最多となり、多様化が進んでいる。それに伴い、外国人児童生徒が年々増加するとともに、国際結婚家庭などを中心に、日本国籍である外国につながるのある子どもたちも増加している。

こうした子どもたちは、就学、進学、就職など、新たなライフステージに移行する際に課題に直面することが多いが、県内で安心して暮らしていけるよう、教育機会の確保や学習支援・進路支援、自立支援がより一層必要である。

この点、県は、生活困窮者の支援に全庁体制で取り組むため、神奈川県生活困窮者対策推進本部を設置し、子ども・若者を主な対象として、声を上げられない「見えない困窮」の解決に向けて、全庁で取り組むこととしており、外国籍県民等も対象に含まれていることも踏まえ、指針（第 5 版）に追加した施策の方向性に沿って、次の討議テーマを設定し、議論することとした。

【議題】将来を担う次世代の外国籍県民等が自立してくらすことができる環境づくり

- ・ 外国につながるのある子どもたちの就園・就学から卒業までの支援
- ・ 外国籍県民の安定就労に向けた支援

<協議結果>

2023（令和 5）年度の協議結果については、議論の目的である指針改定という形で、懇話会意見を一定程度、県政へ反映することができた。

一方、2024（令和 6）年度の協議は、直接的に県政へ反映するに至らないものの、今後も課題認識をもって継続的に検討すべき事項と考えたため、県が進める国際施策に何らかの示唆を与えることができることを期待し、その結果を本報告書により、まとめることとした。

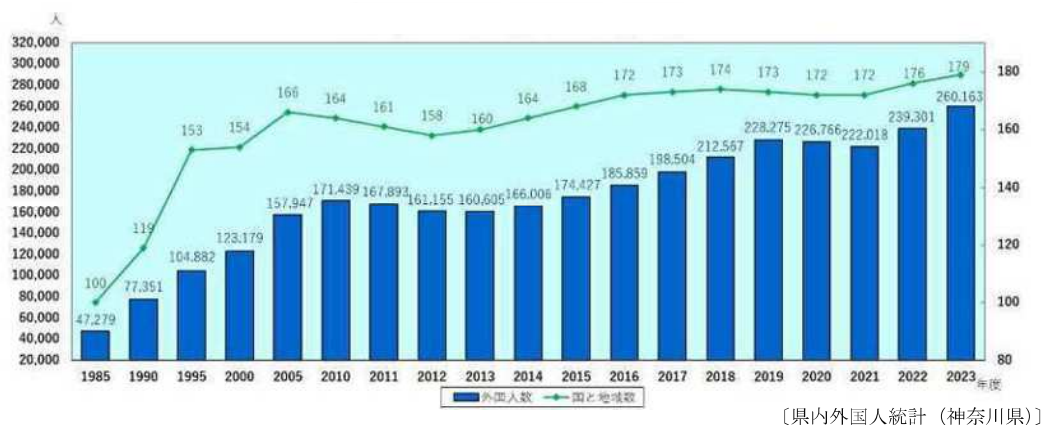
今回は、意見が多くあがった、外国につながるのある子どもが安心して暮らしていくにあたり、新たなライフステージに移行する際に直面する課題に焦点を絞り、今後考慮すべき視点を報告書の要点として位置づけ、整理することとした。このため、議論すべてを捕捉しているものではないので、留意いただきたい。

※ 外国につながるのある子ども…「日本国籍であっても母語が日本語でない子ども」や「家族が外国にルーツを持つ子ども」など、外国籍を持つ子どもだけでなく、民族、文化など様々な背景を持った子どものことを表す。

Ⅱ 外国籍県民全体の状況

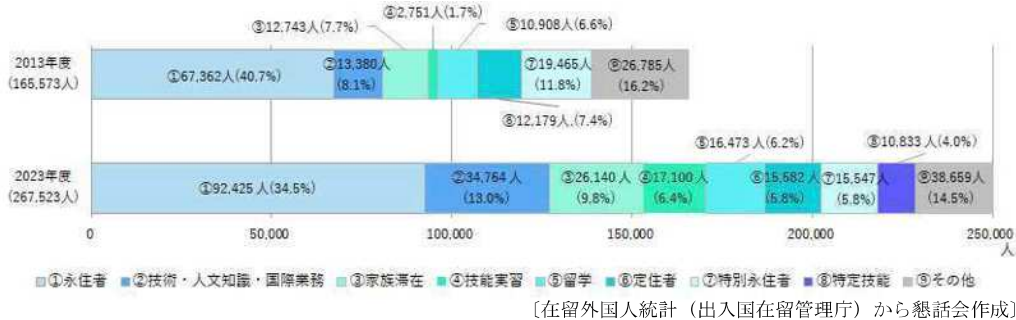
本県の外国籍県民は、2024（令和6）年1月現在、260,163人となっており、国・地域の数も179と過去最多となり、多様化が進んでいる。

＜図1 県内外国人数と国・地域数の推移＞



2013（平成25）年度と2023（令和5）年度を比較すると、在留資格別では、「永住者」、「技術・人文知識・国際業務」など多くの在留資格で増えている。年代別で見ると、県内で就労する外国人が増えており、20代、30代が多く半数を占めてはいるものの、10代以下も増えていることから、「家族滞在」等の在留資格で在留する子どもたちが増えていると考えられる。

＜図2 在留資格別の県内外国人数＞

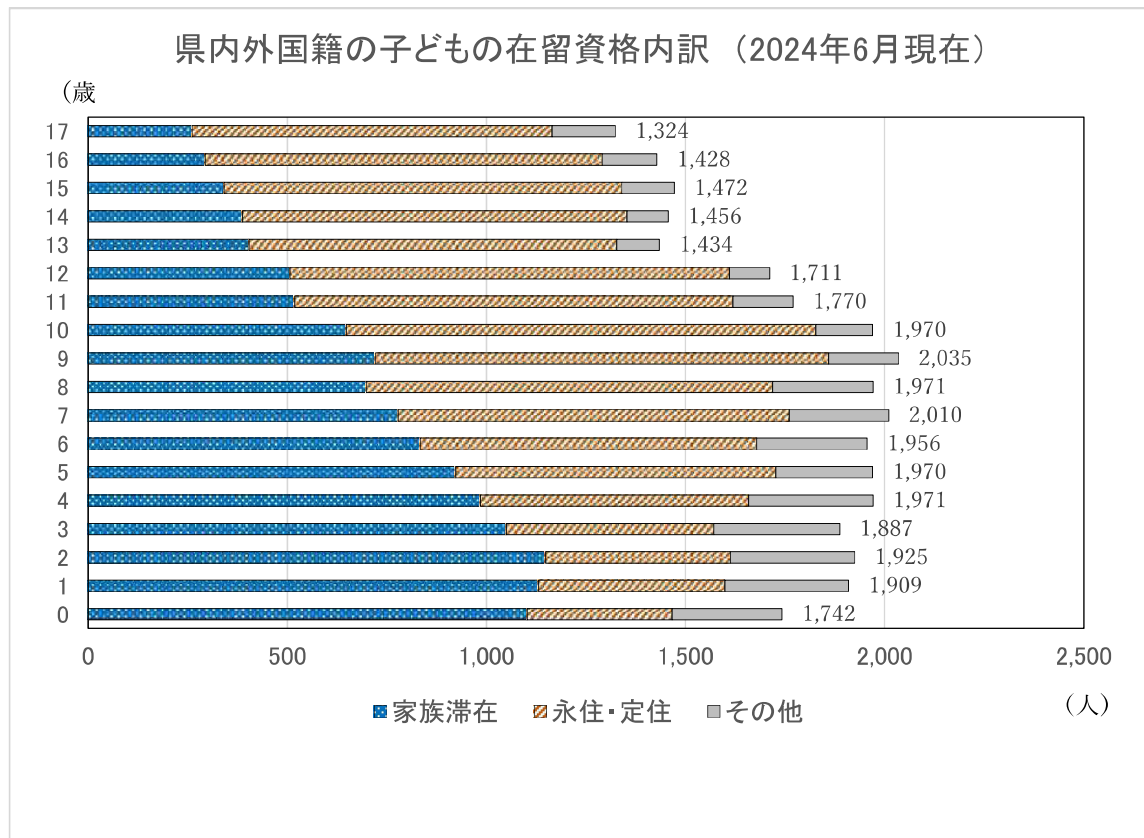


＜図3 年代別の県内外国人数＞



2024（令和6）年度6月時点で、県内における外国籍の子ども（18歳未満）の在留資格は、各年齢において、その大半が「家族滞在」もしくは「永住」となっている。また、年齢が低いほど、「家族滞在」の割合は高い傾向にあり、今後もそうした子どもが増加することが予想される。

<図4 県内における外国籍の子どもの年齢別（18歳未満）の人数>



〔在留外国人統計（出入国在留管理庁）から懇話会作成〕

Ⅲ 外国につながる子どもの状況

1 県内における出生数の推移

2013（平成25）年度と2022（令和4）年度を比較すると、県内で生まれた子どものうち、両親が日本人の子どもの数は減少しているが、父母の一方又は両方が外国人の子どもの数は増加傾向にあり、総出生数に占める割合も2023（令和5）年度には16人に1人となっている。外国籍の子ども同様、国際結婚家庭などを中心に、日本国籍である外国につながる子どもたちも増加している状況にあるといえる。

＜表1 県内の出生数＞

（単位：人）

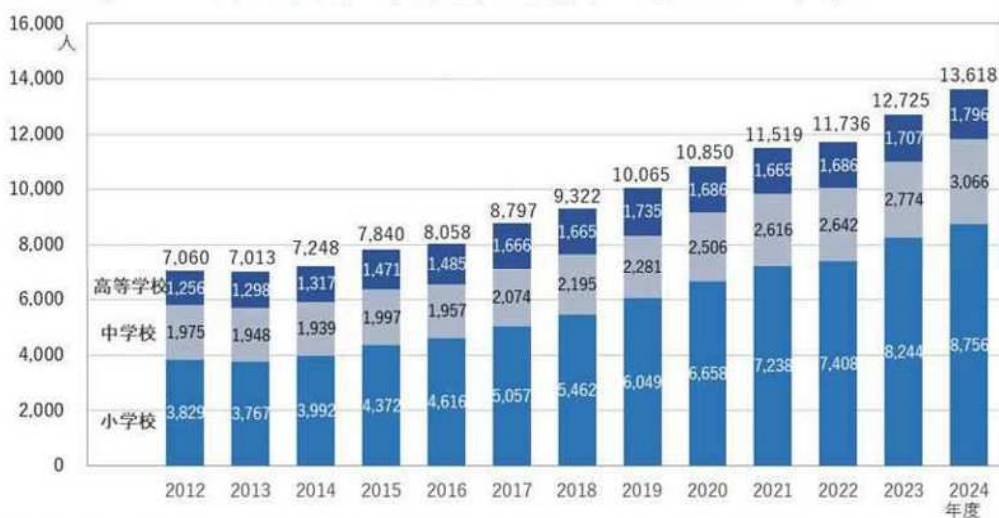
年	両親日本人	父母の一方又は 両方が外国人	総出生数	県内の総出生数に占める父母 の一方又は両方が外国人
2013	72,376	3,169	75,545	23人に1人
2014	71,010	3,445	74,455	21人に1人
2015	71,508	3,363	74,871	22人に1人
2016	68,701	3,673	72,374	19人に1人
2017	66,345	3,386	69,731	20人に1人
2018	64,682	3,446	68,128	19人に1人
2019	61,343	3,410	64,753	18人に1人
2020	59,161	3,481	62,642	17人に1人
2021	57,151	3,414	60,565	17人に1人
2022	54,871	3,183	58,054	18人に1人
2023	52,403	3,355	55,758	16人に1人

〔人口動態統計（総務省）から懇話会作成〕

2 外国人児童生徒等の状況

県内の小学校・中学校・高等学校に在籍する外国人児童生徒数は、2012（平成24）年度の7,060人から2024（令和6）年度には、13,618人と約1.9倍に増加している。

＜図5 県内の小学校・中学校・高等学校に在籍する外国人児童生徒数＞



注1）国立、公立及び私立の小学校、中学校、高等学校（高等学校は、通信制の課程のみを置く学校を除く）の児童生徒数

注2）各年度5月1日現在

〔神奈川県学校基本調査から懇話会作成〕

また、県内の公立学校に在籍する児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒は、2012（平成24）年度の3,634人から2023（令和5）年度には、8,589人と約2.3倍に増加している。

＜表2 県内の日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（外国籍・日本国籍）＞

（単位：人）

	小学校	中学校	高等学校	義務教育学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
2012	2,284	868	469	—	0	13	3,634
2014	2,833	999	462	—	0	7	4,301
2016	3,395	1,098	642	5	0	9	5,149
2018	4,047	1,227	785	6	0	11	6,076
2021	5,078	1,435	757	21	0	7	7,298
2023	6,226	1,600	698	38	0	27	8,589

注1）調査対象は公立学校のみ

注2）各年度5月1日現在

注3）「日本語指導が必要な児童生徒」とは日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、もしくは、日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒を指す。

〔日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文部科学省）から懇話会作成〕

本県における、小学生・中学生に相当する外国人の子どもの就学率（表3における「就学」の割合）は、全国に比べてわずかに低い状況となっている。なお、全国に比べて「把握できず」の割合が高いが、外国人学校の就学状況が把握できていないことが影響している。

＜表3 2023（令和5）年度における小・中学生相当の就学状況＞

区分	神奈川県		全国	
就学	13,294	(91.7%)	138,232	(92.0%)
不就学	44	(0.3%)	970	(0.6%)
転居・出国	350	(2.4%)	3,833	(2.6%)
把握できず等	808	(5.6%)	7,228	(4.8%)
合計	14,496	(100.0%)	150,263	(100.0%)

〔「外国人の子どもの就学状況等調査」（文部科学省）から懇話会作成〕

県立高校における日本語指導が必要な生徒の中退率は、全日制は全国より低い、県立の高校生全体と比較すると、高い傾向にある。しかし、定時制・通信制のみでは、県立高校における日本語指導が必要な生徒の中退率は、県立の高校生全体より低い。

＜表4 2024（令和6）年度における高校生の中退率＞

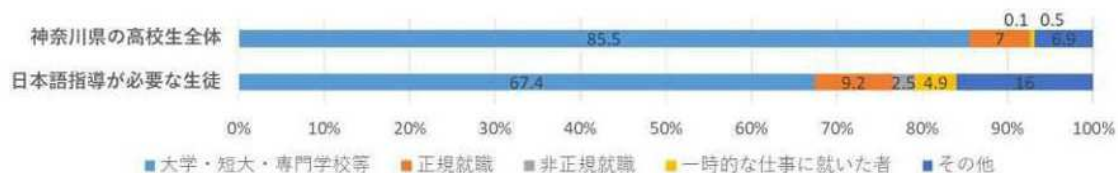
区分	県立高校		全国の高校
	全日制	定時制・通信制	
高校生全体	0.9%	9.2%	1.0%
日本語指導が必要な生徒	3.8%	7.2%	6.7%

〔『「神奈川県日本語指導が必要な高校生の進路と校内の支援にかかわる調査」報告書』（県教育委員会ほか）から引用〕

3 高校生の進路

本県における日本語指導が必要な生徒の進路状況をみると、大学・短大・専門学校、職業訓練校等を合わせた進学率は、神奈川県内の高校生全体と比べて低い。また、就職状況についても、高校生全体と比較して、非正規就職や一時的な仕事に就いた者の割合が高い状況となっている。

<図6 2024（令和6）年度における高校生の進路>



〔『「神奈川県の日本語指導が必要な高校生の進路と校内の支援にかかわる調査」報告書』（県教育委員会ほか）から懇話会作成〕

Ⅳ 外国につながるのある子どもたちの課題

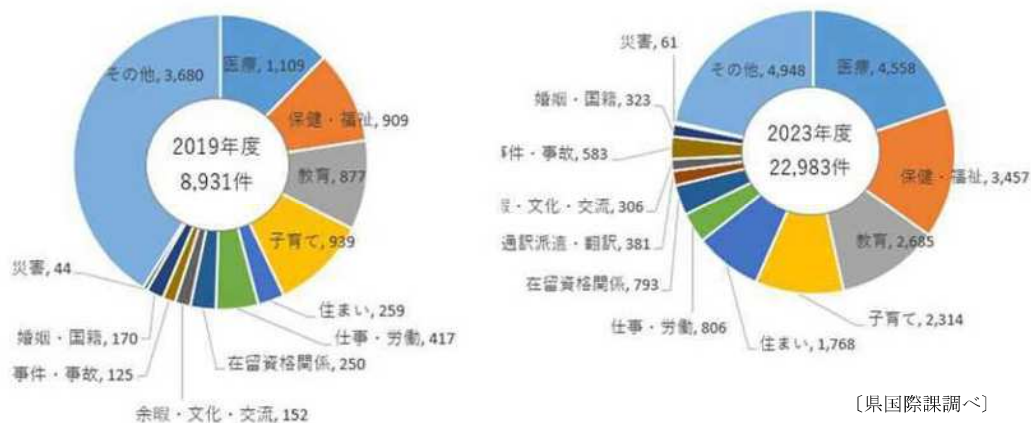
かながわ国際政策推進懇話会において、外国につながるのある子どもたちに関する課題について、議論で挙げられたものを次のとおり整理した。

【1】相談ニーズの増加

県が運営する「多言語支援センターかながわ」における問合せを見てみると、2019（令和元）年度と比較して2024（令和5）年度は件数が大きく増加している。

相談しやすい環境が整ってきたということも一因であるが、外国人児童生徒など、外国につながるのある子どもたちが年々増加していることも影響していると考えられる。特に、今回の議題に直接関連する教育、子育てや労働等の相談件数は増加し、内容也多岐にわたることから、相談ニーズは高まっている。

＜図7 多言語支援センターかながわにおける問合せ件数の比較＞



＜表5＞多言語支援センターにおける主な相談内容

【子育て】

- ・ 非正規で働いており、労働時間が不規則であり、入園要件を満たさないため保育園に入れない。
- ・ 入園に関する書類が難しくて書けない。
- ・ 幼稚園に願書を出したが、親子ともに日本語ができないため、入園を断られた。
- ・ 受け入れ側（園の職員）が外国語を話せないという理由で断られた。
- ・ 宗教上の配慮ができないという理由で入園を断られた。
- ・ 「児童手当」、「児童扶養手当」などを申請したいが、制度を理解することが難しい。
- ・ 発達障害の検査を受けたいが、日本語がわからずどうしたらよいかわからない。
- ・ 母語で検査を受けたい。
- ・ 利用できるサービス等の情報を得る手段がわからない。
- ・ 行政窓口で外国人妊婦が来所しているが、言語が通じないので通訳してほしい。
- ・ 赤ちゃんの住民登録の方法がわからないので教えてほしい。
- ・ 外国人社員の妻の出産後の手続き先がわからないので教えてほしい。
- ・ 乳児健診の受診場所がわからないので教えてほしい。
- ・ 出産応援ギフトの申請方法がわからないので教えてほしい。

【教育】

- ・ 奨学金の申請手続きをしたいが、日本語での申請書の書き方がわからない。
- ・ 学校からもらった手紙の内容がわからない。
- ・ 日本の大学入試に必要な手続きや入試制度などを日本語で理解することが難しい。

- ・ 母国から来日する子どもの入学手続きや日本語の学習について、情報を得る手段、進め方がわからない。
- ・ 高校の受験登録ができなくて困っているの、方法を教えてほしい。
- ・ 子どもの夏休みの宿題を手伝っているのだが、内容が理解できない箇所があるので翻訳してほしい。
- ・ 外国人を受け入れてくれる高校の情報収集を手伝ってほしい。
- ・ これから来日する子どもの転入手続き方法がわからないので教えてほしい。

【労働】

- ・ 家族滞在の在留資格では正社員になれないと言われたが、どうしたらよいか。
- ・ 介護の仕事に就職すれば安定した在留資格に変更できるか教えてほしい。
- ・ 神奈川県最低賃金を教えてほしい。
- ・ 外国人児童生徒が、学校の就職指導よりも家族や友人の情報をアテにしてしまうのだが、どうしたらよいか。
- ・ 外国人だから就職できなかったり、差別されてしまうのではないかと心配している。
- ・ アルバイトの面接でも外国人だという理由で断られた。
- ・ 履歴書の書き方がわからない。
- ・ 学校を卒業後、自分の日本語が会社で通用するか自信がない。

【2】受入れ側の理解不足

幼稚園・保育園では、異なる言葉や文化、宗教に対する理解や対応が進まず、外国につながる子どもや保護者の受入が進んでいない施設がある。

また、外国人生徒が教育を受ける権利は、日本が批准している国際条約等でも保障されているが、日本語や母語支援、教科学習支援など、学校での受入体制や支援の不足、経済的困窮、いじめや差別などが不就学につながっている可能性がある。

（公財）かながわ国際交流財団による調査では、県内一部地域の調査結果として、日本人に比べて、未就園率が高いという報告がある。

また、幼稚園・保育園において、外国につながる園児を受け入れるにあたり、保育者は、保護者とのコミュニケーションを課題と感じており、具体的には、言語及び文化の違い、日本社会の制度の理解不足などに困惑していた。

※ 「外国人住民の未就学児が保育園・幼稚園に入るための仕組みづくり」調査の報告（（公財）かながわ国際交流財団）
<https://www.kifjp.org/child/supporters#kosodate>

【3】中学生・高校生のさらなるキャリア形成

外国につながるのある子どもたちへは、中学生の高校受験では、一般募集と別枠で選考する「在県外国人等特別募集枠※」の設置や入学選抜時の配慮などがされてきてはいるものの、日本の学校教育の制度や手続きは複雑であり、多言語による情報提供の機会も量的にも質的にも十分であるとは言い難い。また、身近なロールモデルが不在であること、中学校や高校における支援の不足などから、進学・進路の選択が限定的となり、幅広い将来像を描きにくい。複合的な要因によるものと考えられるが、このような環境が、県内の日本語指導が必要な児童生徒の高校の中退率や非正規就職等の割合の高さなどにつながっている可能性がある。

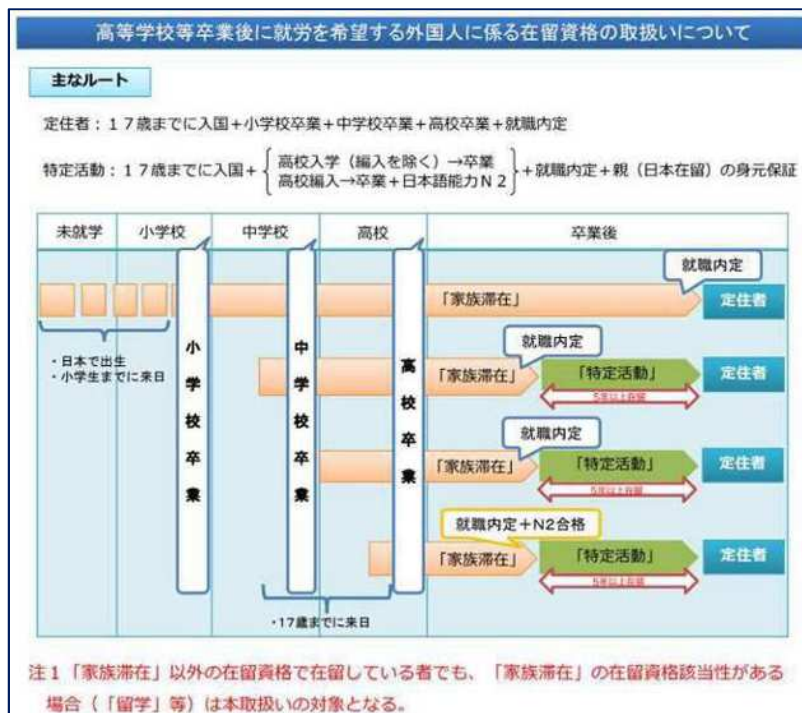
※ 外国の国籍を有する者で、入国後の在留期間が通算で6年以内（日本国籍を取得して6年以内の者も外国の国籍を有する者とみなす）であれば志願資格がある。令和7年度においては、県内公立高校19校に設置されている。

【4】就職における在留資格の問題

外国籍の子どもが、就労を目的とした在留資格を有する父母等に同伴して入国した場合は、原則として就労が認められていない在留資格「家族滞在」を有することになる。一定の条件を満たせば、資格外活動許可が認められるもの、1週28時間以内の収入を伴う活動の範囲に制限されている。

一方、こうした子どもが高等学校等卒業後に日本で就労を希望する場合、就労ができる在留資格「定住者」又は「特定活動」への変更が認められる場合がある。しかし、そのルートや要件が複雑であり、また、外国につながる子どもは、そもそもこのような在留資格に関する知識・情報をもっていないことも多い。

＜図8 高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取り扱い＞



（出典）出入国在留管理庁「高等学校卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する高校生の方へ」

【5】就労後におけるハードル

県での相談窓口の事例等を踏まえると、外国籍県民が働く上で、日本語でのコミュニケーションが難しく周りに相談できない、制度を理解できないがゆえに悪質な環境での就労を強いられているなどのほか、出身国による文化・価値観の違いなどもあり、安定就労へのハードルが高いといえる。こうした状況は、日本で生まれ育った外国につながる子どもであっても、影響を及ぼす可能性がある。

V 今後考慮すべき視点

外国につながるのある子どもたちが、将来、社会で自立していくためには、前述した課題の解決が必要である。こうした課題に県が取り組むにあたって、考慮すべきことがらについて、いくつかの「視点」からまとめ、懇話会で出された主な意見を整理して示すこととする。

① 情報発信に関する視点

入園、就学や受験など、次のライフステージの移行時に必要な情報が外国人に届いていないことから、外国につながるのある子どもたちの進路選択が狭くなっている。

各自治体や教育委員会等が協力しながら、地域において適切な情報が届く手法を検討することが必要である。

[懇話会での意見]

- 妊娠期から小学校入学まで、活用できる制度や必要な手続きが多くあるが、外国人保護者が情報を知らず必要なサービスを受けられていない。
- どのように外国人コミュニティの中に正しい情報を伝えるのかということと、コミュニティからどのように情報につなげていくのかということを考えなければならない。
- 各専門機関などにそれぞれ情報があるので、外国につながるのある子どもたちへの支援をまとめ、情報を見える化できる取組があるとよい。
- 高校中退や高校卒業後で進路未定の状況下でも情報を得られる仕組みが必要。
- 県内だけでなく、日本国内で人手不足と言われている中、外国につながるのある子どもたちもグローバルな視点をもった貴重な人材であるという考え方を、企業に対しても広めていく必要がある。

② 言葉・文化に関する視点

言葉・文化の壁を超えてコミュニケーションを培う取組が、子どもたちの社会的自立につながっていくため、外国につながるのある子どもたちだけでなく、日本人も含めた子どもたちが、多様な言語や文化を理解し、互いを尊重しながら学びあえる環境づくりが必要である。

[懇話会での意見]

- 妊娠・出産から就学までの各段階での多言語・多文化に配慮した対応・受入が、外国人保護者が子育てする際の安心につながり、子どもの学びや進路を保障する土台になる。
- ユニバーサルデザインの授業の実施は、外国につながるのある子どもだけでなく、日本人児童生徒にも有益であるため、進めていくべき。
- 学習言語としての日本語習得の障壁は高い。現状の支援では、高校生時点で十分な日本語能力が身に付いていないことも少なくない。多岐にわたる学習ニーズに応じて、日本語教育等の支援を更に手厚くできるように考えなければならない。
- 母語・母文化の保持は、外国につながるのある子どものアイデンティティの確立や、両親とのコミュニケーションが重要。

③ 保護者支援に関する視点

日本の学校を経験していない外国籍保護者にとって教育制度を理解することは困難であるため、子どものキャリア形成の支援には家族全体に対する支援が不可欠である。

きめ細やかな情報提供の機会を増やし、子どもが通訳の負担を担うことがないように、学校や自治体窓口での多言語対応や支援体制を充実させていく必要もある。

[懇話会での意見]

- 保護者が働けなくなったり、生活に困ったりしていると、子どもにも影響があるため、家族を対象とした支援をどう行っていくかということも考えなければならない。
- 保護者が就学させないで、家事や介護、兄弟の面倒を見させるというヤングケアラーの子どもが潜在的にいる。県として外国籍県民を対象とした「ヤングケアラー通訳支援事業」に取り組んでいるが、生活困窮や進学等に関わる部分であるため、よりクローズアップして取り組むべき。
- 未就学児であれば、保護者とコミュニケーションを取る機会がある。一方、高校生になると、学校や自治体の窓口が保護者とコミュニケーションを取る機会が少なく、つながる場面が少ない。
- 園内での子ども・保護者に対する配慮や支援が十分ではないため、スムーズな就学に向けた取組を普及させることが必要。

④ 関係機関との連携に関する視点

県庁内での連携はもちろんのこと、外国につながるのある子どもたちのあらゆる課題に全県的に取り組むことが重要である。

地域によっては、国際交流協会やNPO等が外国につながるのある子どもたちの日本語学習など、乳幼児期・学齢期の学習支援を担っているところがあるため、多様な主体と自治体や教育委員会が連携を密にすることが必要である。

[懇話会での意見]

- 多様な主体が課題を共有して協力できるよう、全県的な取組みが求められる。
- 外国につながるのある子どもたちの就労は、在留資格の変更の手続きもあり、日本人より複雑である。適切に対応できるよう、関係機関が連携する必要がある。
- 外国人児童生徒を持つ家族が転入して住民登録する際、行政窓口と教育委員会をつなぐなど、関係部署につなぐ仕組みが大切。
- 外国人コミュニティが行政との接点を作りにくい現状をどうしていくか検討することが、中長期的に見ると県や市町村の施策として非常に大事。

「外国籍県民の安定就労に向けた支援」について

今回の報告書では、日本育ちで外国につながりのある子どもたちに焦点をあてたが、議論の中では、より幅広い対象と捉えられる「外国人材」に対して、次の趣旨の意見もあった。

① 雇用企業への意識醸成に関する視点

日本語学習や、労働関連規則等の多言語対応といった支援をすることで、外国人を雇用することのメリットがあるということを伝えとともに、外国人とともに働く文化を広げられるよう、企業へ意識醸成を図る必要がある。

[懇話会での意見]

- 日本語講座を提供することはコストがかかるにしても、外国人を受け入れる上で、重要な意味があることを企業に伝えていくことが望ましい。
- 外国人とともに働く文化を作るということを考える素地が企業側でない。

② 相談体制に関する視点

企業側で把握できる情報が不足している。また、今後、新たに外国人材を受け入れようとしている企業はノウハウがないため、専門の機関につなぐなど、企業に対する相談機能も強化する必要がある。

[懇話会での意見]

- 中小企業では、雇用した外国人の在留資格が自社で働くことができるものか確認するのにコストがかかるため、サポートしてもらえる仕組みがあるとよい。
- 外国人労働者の困りごとに対応する場合、企業側がどこで情報を手に入れられるのかわからない。
- 人手不足の中、外国人材を採用人材とする場合、求人媒体や方法がわからない。

第 15 期 かながわ国際政策推進懇話会委員

【委員構成】

区分	氏名	所属
学識 経験者	柏崎 千佳子	慶應義塾大学経済学部
	田口 香奈恵	東海大学語学教育センター
	坪谷 美欧子	横浜市立大学国際教養学部
関係 団体	萩原 周子	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
	関口 明彦	(一社) 神奈川県経営者協会
	富本 潤子	(公財) かながわ国際交流財団
	長縄 真吾	(独) 国際協力機構横浜センター
外国籍県民	サリ アビシエク アショク	第11期外国籍県民かながわ会議委員
市町村	作井 雪江	藤沢市人権男女共同平和国際課
	山崎 礼子	大和市国際・男女共同参画課
NGO・ NPO	高橋 清樹	認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ
	丸山 伊津紀	(特非) 地球学校
公募 委員	片岡 利枝子	—
	横山 眞理子	—

第 15 期 かながわ国際政策推進懇話会の開催状況

年度	開催回数	開催日	議事内容
令和5年度 (2023)	第1回	2023. 5. 18	○令和5年度「かながわ国際政策推進懇話会」について ○かながわ国際施策推進指針の改定について
	第2回	2023. 7. 28	○かながわ国際施策推進指針の改定素案について
	第3回	2024. 1. 17	○かながわ国際施策推進指針（改定案）について ○令和5年度かながわの地域日本語教育の取組状況について ○令和6年度以降のかながわの地域日本語教育の取組（案）について ○本県における日本語教育の基本方針の策定について （かながわ国際施策推進指針（改定案）への反映について）
令和6年度 (2024)	第4回	2024. 7. 31	○将来を担う次世代の外国籍県民等が自立してくらすことができる環境づくり ・外国につながるのある子どもたちの就園・就学から卒業までの支援 ・外国籍県民の安定就労に向けた就労支援
	第5回	2024. 11. 3	<懇話会単独会議> ○将来を担う次世代の外国籍県民等が自立してくらすことができる環境づくり ・外国につながるのある子どもたちの就園・就学から卒業までの支援 ・外国籍県民の安定就労に向けた就労支援 <外国籍県民かながわ会議との合同会議> ○最終報告案の発表 ○外国籍県民かながわ会議委員との意見交換
	第6回	2025. 3. 21	○令和6年度かながわの地域日本語教育の取組状況について ○令和7年度以降のかながわの地域日本語教育の取組（案）について ○「第15期かながわ国際政策推進懇話会」報告書について